

平成 30 年度 社会福祉法人那珂川町社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針

那珂川町社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、那珂川町地域福祉活動計画の基本理念である「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現に努め、社会福祉法人制度改革の推進及び高い公益性を有する社会福祉法人に求められる「地域における公益的な取り組み」を他の社会福祉法人・施設や関係機関・団体と連携するとともに、住民参加の地域福祉及び地域包括ケアを推進し、在宅福祉サービス等の充実に努め、地域の福祉課題の解決等を地域、住民、行政及び様々な団体と協働した取り組みを進めることを目指します。

2. 重点目標

(1) 住民参加の地域福祉及び地域包括ケアの推進

人と人とのつながりを強め、「顔の見える」関係のできる地域づくりを推進します。

- ① だれもが地域でいきいきと自立した生活を送れることを目指し、共に支え合い、助け合いの地域づくりを進める。
- ② 住民が主体的にその力を発揮できるよう支援する。
- ③ 受託事業の円滑かつ効果的な運営を行う。
- ④ 住民の福祉ニーズや課題の把握、調査・検討と地域福祉活動などの広報・啓発を進める。

(2) 地域に密着した在宅福祉サービス等の充実

「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という気持ちを大切に、支えられる地域づくりを推進し、在宅福祉サービス等の充実に努めます。また、だれもが気軽に相談できる窓口を目指します。

- ① 介護保険事業の充実を進める。
- ② 障害福祉サービスの充実を進める。
- ③ 相談窓口の充実を進める。

(3) 地域福祉の拠点としての福祉センターの充実

子どもから大人までが憩いの場として利用できる福祉センターを目指します。

- ① 福祉センター指定管理者としての取り組みの充実を進める。
- ② 行政と連携して福祉避難所の運営を行う。

(4) 地域における公益的な取り組みに向けての協働の推進

地域の社会福祉法人と協働し、それぞれの専門性及び資源を活かした支援を推進します。

- ① 社会福祉法人間の協働を進める。

(5) 地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保

地域福祉活動の財源である社協会員制度の推進と共同募金運動の啓発及び促進を図るとともに、その用途を明確にし、広く住民に知らせ、理解を求めます。また、新たな財源確保を推進します。

- ① 社協会員制度における会費の充実を進める。
- ② 共同募金運動における募金の充実を進める。
- ③ 新たな財源確保を進める。

(6) 地域福祉権利擁護事業の拡充

判断能力が十分でないため、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行います。

- ① 判断能力が十分でない方の自立に向けた支援を進める。
- ② 成年後見制度の広報・啓発を進める。
- ③ 福祉サービス等の相談を受け、情報提供、助言を行う。

(7) 組織・職員スキルの向上

職員の業務事務の円滑化、責任の明確化及び職員間の連携並びに職員の育成体制の構築を図り、組織・職員スキルの向上を目指します。

- ① 職員育成体制の構築を進める。
- ② 人材の確保を進める。
- ③ 職員の資質向上を進める。
- ④ 人事考課（評価）制度の導入を進める。

(8) 市制化に向けた取り組み

市制化に向けた業務・事務を円滑に推進します。

- ① 関係機関等に対する法人名、住所変更等の事務をスムーズに処理する。
- ② 定款・規則・規程等の改正事務を適正に処理する。
- ③ サイン等整備を進める。

3 事業実施計画

<住民参加の地域福祉及び地域包括ケアの推進>

1 地域福祉活動推進事業

(1) だれもが支え合い、助け合える地域のつながりづくり事業

地域住民が主体的に、住み慣れた地域の特性に合わせて活動を行うこと、住民一人ひとりが自分の出来ることを活かしながら支え合い、助け合える地域づくりを支援します。

① 福祉ネットワーク推進地区支援事業

各行政区の福祉活動に対する支援を行う。未実施地区に関しては、区内で福祉ネットワーク活動が行えるよう働きかけていく。

イ、福祉ネットワーク活動事業説明会(年1回)

ロ、サロン支援者研修会(年1回)

ハ、子育てサロン支援者研修会(年1回)

ニ、見守り活動意見交換会(年1回)

ホ、福祉委員長会(年3回)

② 福祉出前講座事業

住民が集まる会合等に職員を講師として派遣し、地域福祉に関する学習やレクレーション・健康体操などを行うことで、地域で支え合う地域づくりと健康づくりを行う。

(2) 自分のできることを活かせる活気ある地域づくり事業

だれもが自分のできることを活かせる地域を目指して、地域の中で活躍できるようなきっかけづくり、場の提供やつながりづくり、ボランティア活動の相談支援、ボランティア団体等の活動・運営を支援します。

① ボランティアの育成と活動推進事業

地域で活躍できる人材を増やしていくために、ボランティアをしたいという人が気軽に参加できるようにボランティア講座を実施し、ボランティア活動を円滑に行うためにボランティア保険及びボランティア団体が継続的に活発な活動を行うことについての情報提供を行う。

イ、ボランティア情報等の発信支援

ロ、ボランティア育成とスキルアップ支援

ハ、ボランティア活動支援

ニ、活発なボランティア活動を行うための団体支援

ホ、在宅介護者の会「風車」の支援

ヘ、点字講習会の実施(年1回)

② ボランティア支援センターの共同運営事業

地域及びボランティア団体等と協力して、福祉ニーズを把握し、地域の福祉課題を明らかにし、住民とともに福祉課題の解決に向けて地域福祉活動を

推進する。

(3) お互いを理解し合い、尊重し合う地域づくり事業

地域共生社会の実現を目指し、だれもがお互いを理解し尊重し合う地域づくりを支援します。

① 高齢者福祉事業

高齢者になっても住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って暮らしていけるように支援を行う。

イ、一人暮らし高齢者交流会(年1回)

ロ、高齢者福祉団体事業活動への支援及び助成

② 児童福祉事業

子どもたちが、住み慣れた地域でのびのびと自分らしく暮らしていけるように、また、福祉を知るきっかけをつくることで、「思いやり」や「お互い様」の気持ちを知る機会をつくる。

イ、福祉教育への支援

ロ、おもちゃの貸出

ハ、青少年福祉団体事業活動への支援及び助成

③ 一人親家庭福祉事業

様々な事情で、一人親家庭が増加しています。町内の一人親家庭福祉団体の活動支援を行う。

イ、一人親家庭福祉団体事業活動への支援及び助成

④ 心身しょうがい児・者福祉事業

しょうがいがあることでの「暮らしにくさ」「生活のしづらさ」を知り、理解を深めることで、しょうがいがあっても住みやすい地域づくりを目指す。

イ、たけのこクラブ(余暇事業)(年5回、夏4回、春1回)

ロ、しょうがい福祉講座(年1回)

ハ、精神保健福祉講座(年1回)

ニ、声の広報利用者の拡大

ホ、しょうがい児・者等関係団体事業活動への支援及び助成

⑤ 在宅福祉事業

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける地域づくりのための支え合い仕組みを構築する。

イ、特約訪問介護事業、特約通所介護事業

ロ、緊急時等短期家事・介護サービス事業

ハ、ニコニコお助けサービス

ニ、福祉機器貸出

⑥ 福祉バス運行事業

福祉関係団体及び地域福祉活動に対する福祉バスを運行する。

(4) お互い様・住民が主役の地域づくり事業

地域の中の様々な福祉課題について「他人ごと」ではなく、「自分ごと」と

して考える機会をつくり、地域全体でお互い様といえる関係づくりが出来るように支援します。

① 地域福祉を考えるつどい事業(年1回)

地域の中で生じる様々な問題を「他人ごと」としてとらえるのではなく、「地域みんなの問題」として考えるきっかけをつくる。

② ボランティアフェスタ支援事業(年1回)

地域福祉の推進の一環として、地域の中にボランティア団体の活動を知ってもらい、参加してもらうためのきっかけづくりとなるための支援を行う。

③ 人権フェスタ共催事業(年1回)

地域の中にある様々な人権問題に対して、私たち一人ひとりの問題であることを意識し、お互いの交流を進め、人権意識を強く持ち、人権を大切にす地域づくりを推進していく。

④ 在宅介護者支援事業(年1回)

町内で介護をしている介護者の仲間づくりができるきっかけをつくる。

2 受託事業

(1) 一般介護予防事業

住民互助や民間サービス等との連携を通じ、要介護状態になっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れる地域の実現を目指します。

① いきいきリフレッシュ教室事業

高齢者を対象に、公民館等においてレクリエーション、趣味の講座又は介護予防教室を通じて健康づくり、仲間づくり及び生きがいづくりを促進する。

② 配食サービス事業

計画的な配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康と自立した生活の向上を図る。

イ、利用者の調査業務

ロ、利用者の安全・安否確認の徹底

ハ、町及び社協広報誌への掲載、居宅介護支援事業所等への案内など広報活動の充実

(2) 地域包括的支援事業

那珂川町の地域包括ケアの中核拠点として地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することを目的とし、地域づくり、地域のネットワーク構築を行います。

① 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターの運営に係る方針に基づき、業務の円滑で効果的な運営を目指します。また、地域包括支援センターに社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を配置し、介護予防サービス等の提供を含めた保健・医療・福祉に関する相談・支援等に包括的かつ継続的に対応します。

○ 包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。

イ、介護予防ケアマネジメント業務

支援が必要な高齢者、要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより判断された事業対象者に対し、高齢者自身が地域における自立した日常生活が送れるよう支援する。

- ・ 予防等事業対象者の把握及び支援
- ・ 介護予防ケアマネジメント

ロ、総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じてセンターの業務に継続していく。

- ・ 総合相談
- ・ 地域におけるネットワーク構築への支援
- ・ 困難事例への対応

ハ、権利擁護業務

認知症等により判断力が低下した高齢者や虐待・権利侵害を受けている高齢者等に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行う。

- ・ 権利擁護に関する啓発
- ・ 成年後見制度
- ・ 消費者被害防止

ニ、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、様々な職種と協働するとともに、地域の関係機関との連携を図る。

- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
- ・ 介護支援専門員に対する支援
- ・ ケアプランが発生しない要支援者への支援

ホ、医療と介護の連携推進

医療・介護の連携を図るために顔の見える関係づくりを行う。

ヘ、地域ケア会議の開催

個別ケースの支援内容の検討を通して、介護支援専門員のスキルアップを図り、地域課題の把握を行う。

② 認知症地域支援推進員事業

認知症地域支援推進員を置き、認知症に関する相談や支援、地域づくりを推進する。

(3) 生活支援体制整備事業

だれもが住み慣れた地域でいきがいをもって生活を続けられるよう多様な

主体による生活支援サービスの提供体制の構築、地域の実情に合わせた支え合いの体制づくりの構築を目指します。

① 生活支援コーディネーター事業

地域にあるさまざまな活動や支え合いを発掘・発信し、また、住民・専門職・機関・企業などをつなぎ、支えあい活動と制度のサービスが有効につながるよう働きかけ、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持った暮らしのできる地域づくりを目指す。

イ、協議体の設置

ロ、地域資源・課題の把握、収集

(4) 障害福祉対策事業

しょうがい児・者が安心して地域での生活を送れるよう支援します。

① 障害児等タイムケア事業

しょうがい児等の放課後、長期休業時の一時預り事業を行うことにより、しょうがい児等の健全育成及びその保護者等の地域生活を支援する。

② 手話奉仕員養成講座事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する機会をつくることで、意思疎通を図る事に支障がある聴覚しょうがい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域づくりを目指す。

3 調査・研究・広報・啓発事業

(1) 調査・研究活動事業

住民の福祉ニーズを把握し、また、解決するためにはどんな方法や手段があるかを検討していきます。

① 住民福祉ニーズ把握事業(年1回)

福祉団体へヒアリングを行い、相互に連携を深め、地域課題解決に向けた取り組みを検討する。

② 地域福祉活動計画進捗管理事業

社協で組織したプロジェクト会議において、地域福祉活動計画の進捗状況について確認する。

③ 介護保険運営検討事業

社協で組織したプロジェクト会議において、介護保険事業所の運営について進捗確認及び検討を行う。

④ 災害対策検討事業(新規)

社協で組織するプロジェクト会議において、今後の災害対策について検討を行う。

(2) 広報・啓発活動事業

地域での福祉活動、福祉サービス、地域の課題を広く住民に知らせていきます。

① 社協だより発行事業(年6回、奇数月発行)

福祉ネットワーク活動、福祉団体の活動、福祉サービスについての情報を広く住民に知らせる。また、新たな地域福祉活動の担い手の発掘や地域課題を広く住民に提起していく。

イ、社協事業やその実施結果の周知

ロ、広告料の募集(新規)

ハ、社協で組織する編集委員会の設置(新規)

② ホームページ更新事業（毎月末・随時）

社協事業をより早く、広く、多くの人にPRしていく。

③ Twitter 更新事業（随時）

災害時の際、リアルタイムに情報を伝えていく。

④ 啓発活動事業

社協活動の啓発を行っていく。

<地域に密着した在宅福祉サービス等の充実>

4 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

要介護者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、外出介助、その他生活全般にわたる援助を行います。

① 身体介護事業

入浴介助、排せつ介助、食事介助、買い物や通院同行・介助、共に行う調理等を行う。

② 生活援助事業

掃除、洗濯、調理等を行う。

(2) 通所介護事業

要介護状態となった利用者に対し、通所介護計画に基づき通所介護サービスを提供することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

① 通所介護サービス事業

デイサービスセンターにおいて、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援、生活機能訓練、健康状態の確認、生活などについての相談・助言を行う。

② 通所機能回復訓練事業(新規)

デイサービスセンターにおいて、訪問看護ステーション事業所と連携し、理学及び作業療法士による個別機能回復訓練を行う。

(3) 居宅介護支援事業

介護保険認定を受けた利用者への専従ケアマネジャーが利用者の自立支援のため、充実したケアプランの作成に努め、利用者の希望や自己負担及び介護給付の上限を踏まえてサービス計画の調整を行います。

① 介護相談事業

利用者から電話又は面談により相談を受け、健康状態や生活状況を利用者や家族から聞き取り、確認の上、介護保険の要介護手続きを行う。

② 介護プラン作成事業

利用者や家族の生活状況等を聞き、利用者にあった介護サービス計画を作成する。

③ 委託介護予防プラン作成事業

地域包括支援センターから介護予防プラン作成の委託受け、「重要事項説明書」を交付して利用者の同意を受ける。

④ 実習生受入事業

特定事業所加算の指定を受けているため、介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等を研修する実習生の受け入れを行う。

(4) 指定介護予防支援事業

地域包括支援センターにおいて、要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより判断された事業対象者に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおけるケアプランの作成をします。

① 予防相談事業

利用者や家族から相談を受け、健康状態や生活状況を聞き取り、利用者が自立した生活営むことができるよう支援する。

② 予防プラン作成事業

要支援認定者に対し、本人の心身状態をアセスメントし、課題を整理し、本人の意向をくみ取りながら、利用者にあった介護予防サービス・支援計画を作成し、モニタリング、評価、再アセスメント等を実施する。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

① 訪問型サービス事業

要支援状態又は事業対象者となった利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、外出介助、その他生活全般にわたる援助を行う。

② 通所型サービス事業

要支援状態又は事業対象者となった利用者に対し、通所介護計画に基づき

通所介護サービスを提供することにより、その利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができよう支援するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

5 障害福祉サービス

(1) 居宅介護事業

身体しょうがい者・児、精神しょうがい者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者宅において入浴、排せつ、食事等の介助、調理・洗濯・掃除等の家事援助、外出介助、その他生活全般にわたる援助を行います。

① 身体しょうがい者・児への身体・家事支援事業

身体しょうがい者・児への身体及び家事を支援する。

イ、入浴介助、排せつ介助、食事介助、買い物や通院同行・介助、共に行う調理等の身体介護

ロ、掃除、洗濯、調理等の家事援助

ハ、通院同行や通院介助

② 精神しょうがい者への身体・家事支援事業

精神しょうがい者への身体及び家事を支援する。

イ、入浴介助、排せつ介助、食事介助、買い物や通院同行・介助、共に行う調理等の身体介護

ロ、掃除、洗濯、調理等の家事援助

ハ、通院同行や通院介助

(2) 同行援護事業

視覚しょうがい者・児への外出支援を行います。

① 視覚しょうがい者・児の外出支援事業

視覚しょうがい者・児の買い物、通院等の外出支援を同行介助により行う。

(3) 地域生活支援事業

身体しょうがい者・児、精神しょうがい者への外出支援を行います。

① 身体しょうがい者・児への外出支援事業

身体しょうがい者・児の買い物等の外出支援を同行介助により行う。

② 精神しょうがい者への外出支援事業

精神しょうがい者の買い物等の外出支援を同行介助により行う。

6 相談事業

(1) 相談事業

広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行うことで地域住民の福祉の増進を図ることを目的とし、社協が気軽に相談できる窓口であることを住民に周知していきます。

① 心配ごと相談運営事業

イ 心配ごと相談所の開設（毎月第1～4水曜日 福祉センター）

- ・心配ごと相談（毎月第1～4水曜日 13時から15時）
- ・弁護士相談（毎月第1、2、3水曜日 13時から15時）

(2) 資金の相談・貸付事業

低所得者等の生活の安定を図る等の支援を総合的に行っていきます。

① 生活福祉資金貸付事務受託事業

低所得者、障害者、又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより生活の安定を図る。

② つなぎ資金貸付事業

生活保護世帯主、生活保護申請世帯主に対し生活維持にあたって緊急を要する等の事由により、必要とする資金について20,000円を上限とし貸し付けを行う。

<地域福祉の拠点としての福祉センターの充実>

7 福祉センター管理(指定管理者)運営事業

(1) 福祉センター機能充実事業

さまざまな世代が利用できる「憩いの場」としての機能、福祉に関する地域住民への情報を発信する機能を充実させていきます。

① 地域福祉活動情報発信事業

福祉センター施設を活用して地域福祉活動の情報を発信する。

② 地域福祉活動・地域住民交流拠点づくり事業

子育て世代が集まる一つの拠点としての定着を図る。

イ、おしゃべり広場の開催（毎週木曜日10時～12時）

③ 福祉センター広報・啓発事業

社協だより、町広報、町内関係施設でのポスターの掲示を行う。

④ 福祉センター周辺、館内環境整備事業

新たに何かを始め、仲間づくりをしたい人が集まる場をつくるための情報を募集する場をセンター内に掲示する。

イ、花壇整備、見やすい掲示板の設置

⑤ 地域の担い手発掘事業（新規、年5回）

地域の中で活動してもらい担い手を発掘していくために、地域活動を行っていくための様々な研修・学習・活動・交流の場とする。

⑥ バンブーカフェ事業（新規、年4回）

町内のしょうがいがある方を対象に、仕事終わりに気軽に集える場所を開放し、憩い・語り・つながりをもつことで、親睦を深めることを目的とする。

(2) 気軽に参加できるミニミニ講座事業

講座やイベントを通して、利用者同士のふれあい、交流を深め、楽しみづ

くりの機会を提供します。

① 年間季節行事実施事業

敬老の日行事・七夕・ぜんざい会・節分豆まき・家族の絵募集などを行う。

② 介護予防健康づくり事業

介護予防につながる運動等の場の設置を行う。

イ、笑って健康づくり（年20回）

③ にこにこ赤ちゃんハイハイレース事業（年2回、夏・冬）

子育て世代の交流の機会を設けるとともに、子育てに関する地域での活動や事業を知ってもらい、子育てしやすい環境づくりを支援します。

(3) 福祉センター指定管理事業

平成28年度から平成32年度の5年間、福祉センターの指定管理を受けているので、福祉センターの管理運営が充実するような取り組みを行います。

① 福祉センター管理運営事業

デイサービスセンター、相談室、レストラン、ロビー、風呂、ふれあい交流室、会議室などの管理及び運営の充実を図る。

8 福祉避難所事業

(1) 福祉避難所運営事業

福祉避難所は、災害発生時に高齢者、しょうがい者、妊産婦、乳幼児など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所です。町の災害対策本部からの要請により開設し、行政と連携して運営を行います。

① 福祉避難所準備・運営事業

災害発生時、いかなる場合でも福祉避難所を開設できるように、職員の研修及び避難所に必要な資材等を行政と協議して準備する。

<地域における公益的取り組みに向けての協働の推進>

9 社会福祉法人協働推進事業(新規)

(1) ふくおかライフレスキュー事業

町内の社会福祉法人と連携し、生活困窮者に対して相談支援を通じて、公的制度につなげることを主眼とし、公的制度が即応できない臨時的・緊急的なニーズに対して一時的な援助を行います。

① ふくおかライフレスキュー導入事業

福岡県社会福祉協議会等が主管する「福岡県ライフレスキュー事業」に参画することとし、生活困窮に陥っても社会的に孤立し既存の制度にもつながらず困難を抱えている人に対して、地域の社会福祉法人で組織している法人協議会間で協働し、それぞれの専門性及び資源を活かした支援を行う。

(2) 社会福祉法人協議会支援事業

町内の社会福祉法人が相互に情報交換を行い、幅広く地域の福祉ニーズや福

社課題を受けとめ、連携・協働しながら社会貢献事業の取組みを考える場をともにつくります。

① 協議会運営事業

各社会福祉法人の専門性や強みを活かして、その地域ごとのニーズに応える活動を展開していく。

イ、就労支援・中間的支援

ロ、子どもの学習支援

ハ、居場所づくり活動支援

② 協議会組織支援事業

協議会に参加している社会福祉法人の相互の情報交換及び交流を通して、福祉ニーズや福祉課題を把握し、組織間で社会貢献事業に取り組む。

<地域福祉活動の充実・拡大のための財源確保>

10 地域福祉活動財源事業

(1) 社協会員制度推進事業

住民の会費により、地域福祉の推進に必要な地域活動を支援します。

① 広報啓発推進事業

社協だより等活用し行政区や福祉関係団体等への説明を行い、啓発に努める。

② 会費運営推進事業

各行政区などに会費を配分し、それぞれの福祉ネットワーク活動を支援する。

③ 組織体制充実事業

行政区長、福祉委員長等との協力による推進体制の充実を図る。

(2) 共同募金運動推進事業

共同募金により、高齢者、しょうがい者、子どもたちなどへの地域の福祉活動や福祉団体などを支援します。

① 募金運営推進事業

町内の施設、福祉団体などに募金を配分し、それぞれの活動や事業を支援する。

イ、戸別募金、企業募金、カード等募金の充実

ロ、商工会との連携による赤い羽根共同募金自販機の設置の推進

ハ、販売促進グッズの販売強化

ニ、災害時の義援金募集

② 広報・啓発推進事業

全戸配布チラシを活用し用途について説明するとともに、広報で募金協力者の報告を行う。

③ 組織体制充実事業

理事、評議員、各関係機関等との協力による募金の推進体制の充実を図る。

- (3) 共同募金運動活性化事業(新規)
共同募金運動の充実のため、募金活動の活性化に取り組みます。
 - ① 寄附つき商品開発事業
町内の事業所、企業にはたらきかけて寄附つき商品の開発を目指す。
 - ② イベント開催事業
イベント開催時に募金箱を設置し募金を呼びかける。

1 1 新たな財源確保事業(新規)

- (1) 補助金等活用事業
補助金・委託金制度を活用して地域福祉活動の推進や福祉ニーズ・福祉課題に取り組みます。
 - ①自治体補助金・委託金活用事業
自治体の補助金及び委託金を受けて、地域福祉活動の推進に努める。
 - ②国・県社協補助金活用事業
国及び県社協の補助金制度を活用して福祉ニーズや福祉課題に取り組む。

<地域福祉権利擁護事業の拡充>

1 2 地域福祉権利擁護事業

- (1) 日常生活自立支援事業
認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどで、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用、日常的金銭管理を援助します。
 - ① 福祉サービス利用援助事業
判断能力が十分でない方の自立支援ため、福祉サービスの相談や利用の援助を行う。
 - ② 日常的金銭管理援助事業
判断能力が十分でない方の自立支援ため、金銭管理の援助を行う。
- (2) 成年後見制度事業(新規)
住み慣れた地域いつまでも自分らしく暮らしていくために、認知症、精神しょうがい、知的しょうがいなどで、判断能力が十分でない方も自分自身の暮らし方を自分で当たり前のように決めていける地域づくりを目指します。
 - ① 広報・啓発推進事業
成年後見制度、任意後見制度について、地域住民に広く啓発を行い、自分らしい生活をいつまでも過ごせるように、自分自身の権利擁護について考えるきっかけづくりを行う。
- (3) よろず相談事業(新規)
社協の基本理念の実現を目指して、住民の様々な生活課題に対して、適切な助言、援助、支援及び専門機関との連携を行い、住民の自立支援を推進します。
 - ① 相談事業

地域住民が気軽に相談できるよろず相談窓口の設置を目指す。

<組織・職員スキルの向上>

1.3 組織スキル向上事業

(1) 職員プロジェクト事業

社協事業の進捗確認や課題・問題点を検討するため、プロジェクトチームとして職員間で組織し、組織スキルの向上を図ります。

① 地域福祉活動計画職員プロジェクト会議事業

地域福祉活動計画の進捗状況及び課題を確認し、同計画の評価及び推進を図る。

② 介護保険事業運営検討プロジェクト会議事業

介護保険事業の課題、問題点の整理及びその解決策並びに今後の介護保険事業の取組方針を検討する。

③ 災害対策検討プロジェクト会議事業(新規)

万が一の災害時にそなえ、災害対策について検討する。

(2) 資格取得支援事業

職員が、社協事業に必要とする資格取得を支援します。

① 資格取得支援事業

高度な専門職などの資格を取得するための費用等を支援する。

- ・主任介護支援専門員

(3) 人事考課(評価)制度事業(新規)

組織スキルの向上を図るため、職員の業務の遂行度、業績、能力を評価し、給料、賃金や昇任、昇格等の人事施策に反映させる仕組みづくりを構築します。

① 人事考課(評価)制度導入事業

人事考課(評価)制度導入にあたり、「介護職員キャリアパス」の考えである、将来の経営展望に見合った人材を体系的に示し、戦略を確保する。また、職員個人に対しては、明確な目標を与え、公正な考課を行うことにより、人材の活性化を図り、目標達成管理、能力開発、人材育成、教育研修、能力業績主義賃金などを総合的に盛り込み、自己の能力を伸ばしながら業績に貢献することができる仕組みを取り入れた人事考課(評価)制度の導入を目指す。

1.4 職員スキル向上事業(新規)

(1) 職員研修事業

職員スキルの向上を図るため、職員研修体制の構築を目指します。

① 資質向上研修事業

行政、県社協、専門機関等の主催による職員の資質向上研修に参加できる体制を図る。

② 人権研修事業

行政、県社協、専門機関等の主催による人権研修に参加できる体制を図るとともに、社協職員の人権意識の向上を図るため、社協独自の人権研修を行う。

③ 実務研修事業

県社協、専門機関・団体等の主催による専門職の実務研修に参加できる体制を図る。

(2) 研修会支援事業

研修を義務付けられている専門職に対する受講を支援します。

① 行政関係研修事業

行政や県社協による専門研修の受講を支援する。

② 専門資格関係研修事業

専門機関・団体等の主催による専門職の基礎・更新研修の受講を支援する。

- ・介護支援専門員
- ・主任介護支援専門員

<市制化に向けた取り組み>

15 市制化対策事業(新規)

(1) 関係機関届出事業

那珂川町が本年10月に市に昇格することにより、社協としても法人名を「社会福祉法人那珂川市社会福祉協議会」に変更する手続きを適切に行います。

① 法人名、住所変更等届出事業

法的機関に対し適切に法人名、住所変更等の届出手続きを行う。

(2) 例規事務処理事業

法人名を変更するにあたり、社協の定款をはじめ規程、規則、要綱等などの例規の改正手続きを適切に行います。

① 例規改正事務事業

社協の定款をはじめ規程、規則、要綱等などの例規の改正手続きを理事会、評議員会に行う。

(3) サイン整備事業

法人名を変更するにあたり、社協のサインを適切に整備します。

① サイン整備事業

社協のサイン整備を行う。

16 法人運営事業

(1) 法人運営事業

社会福祉法人制度改革の推進のため、社協経営組織の役割の明確化、社協

事業運営の透明性の向上及び財務関係の適正かつ公正な支出管理を図ります。

① 法人運営事業

社協の理事会、評議員会等を適正に運営する。

イ、理事会の開催(年5回 5月、7月、9月、12月、3月)

ロ、評議員会の開催(年4回 6月、7月、12月、3月)

ハ、評議員選任・解任委員会の運営(評議員の選任解任の必要がある場合)

ニ、法人の認可等の手続き、届出(資産の変更登記)

ホ、財務チェック体制の構築